

税率改正に伴う影響緩和のための税減免の改正について

(1) 令和6年度の減免内容について

①小学生から高校生世代の均等割 1/2 減免を継続実施

②3人以上世帯の減免を終了

減免対象	年度／実施の有無／減免割合（均等割）		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①小学生から 高校生世代	○ 1/2	○ 1/2	○ 1/2
②3人以上世帯	○ 1/2	○ 1/2	×

(2) 減免実績

令和4年度 国保加入世帯 18,212世帯

減免対象	減免世帯数	世帯割合	減免額
①小学生から高校生世代	1,153世帯	6.3%	25,381千円
②3人以上世帯	985世帯	5.4%	22,014千円
合計	2,138世帯	11.7%	47,395千円

令和5年度（1月末時点） 国保加入世帯 17,478世帯

減免対象	減免世帯数	世帯割合	減免額
①小学生から高校生世代	968世帯	5.5%	23,909千円
②3人以上世帯	952世帯	5.4%	20,621千円
合計	1,920世帯	10.9%	44,530千円

(参考) 国民健康保険税算定方法

項目	所得割の税率	均等割
基礎課税額	6.88%	38,400円／年
後期高齢者支援金等課税額	2.32%	12,800円／年
介護納付金課税額	1.70%	12,000円／年

重度心身障害者等医療福祉制度（マル福）の改正について

(1) 追加となる対象者

- ① 精神障害者保健福祉手帳2級+身体障害者手帳3級または4級
- ② 精神障害者保健福祉手帳2級+IQ50以下（療育手帳B相当）
- ③ 身体障害者手帳4級+IQ50以下（療育手帳B相当）

※身体障害者手帳3級+療育手帳Bはすでに制度の対象（ は4/1～追加）

	単独所持	重複所持		
		身体+知的	身体+精神	知的+精神
精神障害者保健福祉手帳	1級		2級	2級
身体障害者手帳	1級・2級・3級内部	3級・4級	3級・4級	
療育手帳（知的）	㉠・A	IQ50以下 (B相当)		IQ50以下 (B相当)

③ 「IQ50以下」を判定するため、療育手帳B+判定結果書(18歳未満は児童相談所、18歳以上は県福祉相談センターで発行)を確認のうえ、受給者証を作成する予定。

【参考】現在の重度心身障害者等医療福祉制度（マル福）の受給要件

- ・身体障害者手帳1級・2級
- ・身体障害者手帳3級（内部障害の等級が3級に限る）
内部障害…心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルス・
肝臓の機能障害
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B
- ・療育手帳㉠・A
- ・特別児童扶養手当1級
- ・障害年金1級
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

(2) 改正時期

令和6年4月診療分から

(3) 給付内容と所得制限

変更なし（医療費無料，所得制限の例：0人5,129千円）

(4) 所要額

4,050,000円（追加となる対象者数（見込）17人）

第9期介護保険料(第8期との比較)



第8期 保険料 基準額5,500円

	公費による軽減			市独自の軽減分													
	0.2	0.05	0.05	市独自の増加分													
		0.25		0.1, 0.1, 0.1, 0.1, 0.1, 0.2, 0.3													
市の基準	第1段階 0.5→0.3 生保・80万以下 月額1,650円 年額19,800円	第2段階 0.75 →0.70 →0.45 120万以下 2,475円 29,700円	第3段階 0.75 →0.7 120万超 3,850円 46,200円	第4段階 0.9 80万以下 4,950円 59,400円	基準額 第5段階 1.0 80万超 5,500円 66,000円	第6段階 1.2 120万未満 6,600円 79,200円	第7段階 1.3 120万以上 210万未満 7,150円 85,800円	第8段階 1.5 →1.4 210万以上 265万未満 7,700円 92,400円	第9段階 1.5 265万以上 320万未満 8,250円 99,000円	第10段階 1.7 →1.6 320万以上 400万未満 8,800円 105,600円	第11段階 1.7 400万以上 500万未満 9,350円 112,200円	第12段階 1.8 500万以上 700万未満 9,900円 118,800円	第13段階 1.9 700万以上 1,000万未満 10,450円 125,400円	第14段階 2.0 1,000万以上 11,000円 132,000円			
人数	5,879人	3,019人	2,243人	5,594人	6,283人	6,186人	7,492人	1,932人	1,071人	714人	529人	424人	281人	349人			
割合	14.0%	7.2%	5.3%	13.3%	15.0%	14.7%	17.8%	4.6%	2.6%	1.7%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%			
国基準	1段階 0.5	2段階 0.75	3段階 0.75	4段階 0.9	5段階 1.0	6段階 1.2	7段階 1.3	8段階 1.5	9段階 1.7								

第9期 保険料 基準額6,000円

(段階区分, 保険料率については国基準と同様)

	公費による軽減			所得再分配機能の強化									
	0.045	0.065	0.06	0.2, 0.4, 0.6, 0.7									
	0.17	0.2	0.005										
市の基準	第1段階 0.455 →0.285 生保・80万以下 月額1,710円 年額20,520円	第2段階 0.685 →0.485 120万以下 2,910円 34,920円	第3段階 0.69 →0.685 120万超 4,110円 49,320円	第4段階 0.9 80万以下 5,400円 64,800円	基準額 第5段階 1.0 80万超 6,000円 72,000円	第6段階 1.2 120万未満 7,200円 86,400円	第7段階 1.3 120万以上 210万未満 7,800円 93,600円	第8段階 1.5 210万以上 320万未満 9,000円 108,000円	第9段階 1.7 320万以上 420万未満 10,200円 122,400円	第10段階 1.9 420万以上 520万未満 11,400円 136,800円	第11段階 2.1 520万以上 620万未満 12,600円 151,200円	第12段階 2.3 620万以上 720万未満 13,800円 165,600円	第13段階 2.4 720万以上 14,400円 172,800円
人数	5,879人	3,019人	2,243人	5,594人	6,283人	6,186人	7,492人	3,003人	840人	466人	244人	134人	613人
割合	14.0%	7.2%	5.3%	13.3%	15.0%	14.7%	17.8%	7.2%	2.0%	1.1%	0.6%	0.3%	1.5%
国基準	1段階 0.285	2段階 0.485	3段階 0.685	4段階 0.9	5段階 1.0	6段階 1.2	7段階 1.3	8段階 1.5	9段階 1.7	10段階 1.9	11段階 2.1	12段階 2.3	13段階 2.4

小中学校の学校給食費無償化を求める陳情書

[陳情趣旨]

学校に行けば、栄養バランスの取れたおいしい昼食を食べられることは、子供の成長にとっても大切なことです。学校給食は、子供たちの健やかな成長を保障する学校教育の一環として取り組まれ、セーフティネットの機能も果たしています。

しかし、物価高騰などの影響で暮らしが大変です。とりわけ子育て世代においては貧困化が進んでいるといわれるなかで、給食費が保護者にとっては大きな負担になっている家庭も増えています。保護者の負担を軽減するための給食費無償化や公費助成が全国的に広がり、茨城県でも小中学校完全無償化の自治体は8市町村に増えてきています。

ひたちなか市においては昨年2月3月の給食費が無償となり、保護者の皆さんに大変喜ばれています。しかし、4月以降は食材費の価格高騰分の補填のみで保護者の負担の軽減は未だされていません。

憲法第26条「義務教育は無償とする」との立場から授業料・教科書無償と共に、給食費無償化が実施されますよう求めます。

以上のとおり 陳情書を提出します。

[陳情事項]

ひたちなか市の小中学校の給食費を無償にしてください。

令和6年2月22日

陳情者 学校給食費の無償化を求める「ひたちなか」の会

代表 ひたちなか市馬渡 2525-304

人見 幾子

(他 2,522 名)



ひたちなか市議会議長 薄井 宏安 様

令和6年3月28日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

文教福祉委員会

委員長 清水健司

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件名

- (1) 福祉行政について
- (2) 教育行政について